

入札説明書

平成27年度皇居外苑
桜田濠石垣修復工事
(紙入札方式)

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

はじめに

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の平成27年度皇居外苑桜田濠石垣修復工事に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成27年10月30日(金)

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 池田 りか

3. 調達内容

(1) 件 名 平成27年度皇居外苑桜田濠石垣修復工事

(2) 工事場所 東京都千代田区皇居外苑

(3) 工事内容等 別添仕様書・図面による

(4) 工 期 契約締結日～平成28年3月31日

(5) 本工事は、入札時に簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別な場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 開札時まで平成27・28年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「土木工事」に係る「A」または「B」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 平成17年度以降に、次の基準を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること。
文化財保護法第109条第1項及び第2項に規定する史跡地内における空石積みの城郭石垣の同種の工事（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施行を行った分担工事の実績であること。経常建設共同企業体もあっては、構成員の1社以上が実績を有すること。）

(6) 次に示す①及び④に対する技術的所見が適正であること。

① 施工体制・工程管理に関する技術的所見

② 施工方法に関する技術的所見

③ 安全管理に対する技術的所見

④ 施工上配慮すべき事項

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 一級造園施工管理技士の資格を有する者であること。
 - ② 平成17年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成20年4月10日環境会発第0804100002号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5. 担当部局

〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1
皇居外苑管理事務所 庶務科
電話 03-3213-0095 FAX 03-3201-1017

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書についても次に従い、提出すること。
- 4.(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び技術資料及び技術提案書を提出することができる。この場合において、4.(1)、(2)及び(4)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- なお、期限までに申請書及び資料及び技術提案書を提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ①提出期間：平成27年11月16日(月)から平成27年11月20日(金)
(最終日は15時まで)
土、休日を除く毎日、9時から17時まで。(但し、12時～13時は除く)
- ②提出場所：5.に同じ。
- ③提出方法：申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送すること。
- (2) 申請書は別記様式1により作成すること。
- (3) 技術資料は、次に従い作成すること。
- なお、下記①の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の工事経験については、平成17年度以降に、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。
- ① 入札参加者(企業)の技術力(別記様式2)
4.(5)に掲げる資格があることを判断できる施工実績等を記載すること。記載する施工実績の件数は1件でよい。
- ② 配置予定技術者の能力(別記様式3)

4.(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する施工経験の件数は1件でよい。なお、技術資料提出時に配置予定の技術者が特定できない場合は、4.(7)に掲げる資格の要件を満たす複数の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更(19.で後述)できるものとする。

③技術提案書の提出(別記様式4～7)

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる①～④の各項目に対する所見を技術提案書に記載すること。

④ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑤ 技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

(4) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を平成27年度皇居外苑桜田濠石垣修復工事に係る技術提案資料審査委員会において行う。

評価基準

① 施行体制・工程管理に関する技術的所見：施工体制、工事の手順及び各工程の工期が適切であること

② 施工方法に関する技術的所見：仮設計画及び施工、石積工が適切であること

③ 安全管理に関する技術的所見：安全管理が適切であること

④ 施工上配慮すべき事項：皇居外苑の特性を理解した適切な提案であること

(5) 技術資料作成説明会

技術資料作成要領説明会については、実施しない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年11月27日(金)に通知する。通知において、技術提案による施工計画の提出者については、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知する。この際、否とした場合には、理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては原則実施しない。なお、ヒアリング実施必要が生じた場合は別途通知する。

(8) その他

① 申請書、技術資料及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書、技術資料及び技術提案書を、競争参加

資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ③提出された申請書、技術資料及び技術提案書は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書、技術資料及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして当所が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤申請書、技術資料及び技術提案書に関する問い合わせ先は、上記5.に同じ。

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ①提出期限：平成27年12月4日（金）15時
 - ②提出場所：上記5.に同じ。
 - ③提出方法：書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成27年12月7日（月）17時までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

- ①4.(6)に関する提案（以下「技術提案」という。）や技術資料で示された実績等により最高30点の加算点を与える。
- ②得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

総合評価落札方式に関する詳述は、別添資料1「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を(2)以下に示す。

(2) 評価項目

- ① 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
 - (ア) 上記4.(6)に示す項目に対する提案（簡易な施工計画）に関する事項施工計画の適切性、付与条件との整合、技術的裏付けなどにより評価
 - (イ) 入札参加者（企業）の技術力に関する事項
同種工事の施工実績等により評価
 - (ウ) 配置予定技術者の能力に関する事項
同種工事の施工経験等により評価

(3) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は別添資料1「総合評価落札方式の内容」5.に示す。

(4) 落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、評価値＝{(標準値＋加算値)／入札価格(千万円)}の最も高い者を落札者とする。

①入札参加者は、価格及び(3)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格に制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件(標準値)を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

②①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(5) 履行の確認

技術提案書の技術的所見に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行う。

9. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問は、次に従い、書面(別紙4参照)より提出すること。

①受領期間：平成27年10月30日(金)から平成27年11月12日(木)15時まで。

②提出場所：上記5.に同じ。

③提出方法：書面を持参、FAX、郵送(期限までに必着)することにより提出する。

(2) (1)の質問に対する回答書は、全社に対して平成27年11月16日(月)17時までにFAXにて回答する。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時：平成27年12月8日(火)11時

(2) 場 所：東京都千代田区皇居外苑1-1

皇居外苑管理事務所会議室

(3) その他：競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11. 入札方法等

(1) 入札書は別紙1の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 池田 りか殿と記載)及び「平成27年度皇居外苑桜田濠石垣修復工事」、「平成27年12月8日(火)14時開札」と記載し、持参しなければならない(別紙3参照)。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札書の日付は提出日を記入する。
- (5) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (6) 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (7) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札時まで代理委任状（別紙2（1）及び（2））を提出しなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

1.2. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除。
- (2) 契約保証金
免除。但し、公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

1.3. 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書は別添契約内容（金抜き設計書）に単価、金額を記入すること。（発注者名、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに押印すること。）
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

1.4. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。

1.5. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別紙入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入

札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に
おいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9.(4)の評価方法で決定する
ものとする。

なお、具体的には(別添資料1)「総合評価落札方式の内容」による。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行さ
れないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等
の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認され
た場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場
合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)
を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと
認められる場合。

ニ) 上記ハ)において途中交代を認める際の現場対応。

- ・ 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格
及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
- ・ 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間
重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
- ・ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

19. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事であって、調査基準価格を下回った価格
をもって契約する場合には、契約の相手方が管内で入札日から過去2年以内に完成した
工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術
者とは別に、4.(7)に定める要件と同一の要件(4.(7)に掲げる工事経験を除く。)を満たす
技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

①発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求
された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

②品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告
若しくは注意の喚起を受けた企業

③自らに起因して後期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

20. 契約書作成の要否等

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金：有

部分払：無

22. 火災保険付保の要否

要

23. 再苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進本部決定、平成11年1月11日改正）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262）に対して苦情を申立てることができる。

24. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無

25. 関連情報を入手するための照会窓口

5.に同じ。

26. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。

27. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、6.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 本案件は、入札を紙入札で行うものである。

入札心得

(目的)

第1条 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所における契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の8以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子入札システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て又は分任支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式10（1））、必要に応じ（様式10（2））を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

①入札執行前にあっては、入札辞退届（様式4）を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

②入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③電子入札システムにあっては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

④ 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）

⑤ 金額を訂正した入札

⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦ 明らかに連合によると認められる入札

⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

（入札書等の取り扱い）

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

（落札者の決定）

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると

認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を

もって入札した者を落札者とする。

2 予決令第85条の基準に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子入札システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共事業履行保証証券(かし担保特約をを付したものに限る。)を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

① 保証金額は、請負代金の100分の10以上であること。

② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。

③ 保証人の記名押印があること。

④ 公共工食用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

⑤ 主契約の内容として工事名は契約書の記載の工事名と同一とする。

⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。